

行き過ぎたデジタル化社会に警鐘を鳴らす 「アナログ生活を選好・選択する権利」

臼 井 豊*

「デジタル化は、もはやとうていテクノロジーなどでなく、1つのイデオロギーである。デジタル化は、私たちから自由を奪う。民主主義が生き残るには、国家は今こそ、何のためにつくられたのか、その目的に目を向け考え実行に移す時期に来ている。」

グラウ「私たちはアナログな存在であり続ける基本権を必要とする」
シュピーゲル・プラス 2022年9月9日¹⁾

「デジタル弱者等の存在に鑑みれば、行き過ぎた『デジタル・ファースト』……への憂慮と、さらにライフ・スタイルを自ら決定する権利・自由を尊重する立場から、筆者は、『アナログ・ライフあるいはアクセスを求める権利 (……)』を次の研究テーマとして現在取り掛かっている。」

筆者・立命 403号 (2022年)²⁾

目 次

I. はじめに

- (1) 加速する社会のデジタル化と、
背を向ける・取り残される人たちへの配慮の必要性
- (2) 「アナログ生活を求める権利」を承認することの意義

II. 「アナログ生活を求める権利」を基本権として承認するロレンツの主張

1. インターネットを受け入れない諸理由の分析
2. 「公的生活への参加」の保障
3. 「アナログの解決法」に関わるコスト転嫁の禁止
4. 「インターネット上で実名を公表したくない権利」の内包

* うすい・ゆたか 立命館大学法学部教授

5. 結 論

Ⅲ. おわりに

〔脱稿後の補足〕「極端なデジタル化」に関するニュース

I. はじめに

(1) 加速する社会のデジタル化と、

背を向ける・取り残される人たちへの配慮の必要性

「社会のデジタル化」はコロナ禍でよりいっそう加速し、たしかに様々な場面で助けられたことは記憶に新しい。電子政府を構想してきた国や法律レベルでも、デジタル手続法(2019年12月施行)に代表される「デジタル・ファースト」, 「ワンス・オンリー」や「コネクテッド・ワンストップ」, さらにデジタル改革関連法(2021年5月公布)によるデジタル庁の発足(同年9月)という動きが見られる。

だが、ややもすると過熱気味なデジタル化の裏では、「デジタル格差」・「デジタル・ディバイド」が生じ、社会の貧困強制や超高齢化などとも相俟って今後拡大が不安視される。かくして、「『誰一人取り残さない』デジタル化の実現」というスローガンが掲げられ声高に叫ばれるのであろう。

まず身近なところでは、あえて筆者は、常時「監視」されているかのような束縛の忌避や「個人情報安売り」への抵抗からスマートフォン(スマホ)どころか携帯電話すら所持していない。筆者のような人たちは、利便性ばかりを過度に追求するデジタル社会・未来とはその危うさから一定の距離を置きたいと考えている^{2a)}。自然界の一部である人間らしいスローライフを求めたいという意味で「ライフスタイルに関する自己決定」にも関わってこよう³⁾。

また、各種デジタル・インフラに関わる要求スペック(処理速度, 5G(さらに2030年頃に実用化される予定の「3D映像のリアルタイム送信を可能にする」6G)に代表される通信規格, メモリの保存容量, 対応OSなど)の向上に伴

行き過ぎたデジタル化社会に警鐘を鳴らす「アナログ生活を選好・選択する権利」(臼井)

う情報通信機器・端末の買換サイクルの短期化、これら機器・端末自体の高額化、通信環境の維持・整備も含めた継続的なランニングコストなどデジタル化に関わる特有の経済的負担がますます重くのしかかる。

さらに、とくに高齢者を中心に、最先端のデジタル情報技術の発展スピード(かつての「紙から、ガラケー、そしてスマホへ」という高性能・多機能化の流れ)にもはやついていけなくなったり、すでに諦めて電子機器を保有していなかったりする人たち、いわゆる、デジタル社会から取り残される「デジタル・情報弱者(脆弱なデジタル消費者)」も少なからず散見される。のみならずデジタル・ネイティブの若者でさえも、脳の処理能力・速度が追いつかない「情報過多・洪水」状態に疲れ切って辟易(あるいはもはや呆然)としている現況(いわゆる「デジタル脳疲労」)を職業柄、筆者は目の当たりにしている。

なお社会全体として見たとき、究極的な「デジタル一本化」社会では、あらゆる情報・データの集約された情報通信機器・端末の故障や紛失盗難、(大規模)通信障害など各種リスクが発生した場合の「危機管理」問題が浮上することもあわせて考えておく必要がある。

(2) 「アナログ生活を求める権利」を承認することの意義

ところで——以下Ⅱ.1.で見ると——上記わが国と類似の社会状況にあるドイツでは、「なぜ人はインターネットを利用しないと決断できるのか」を研究する弁護士のロレンツ(Bernd Lorenz)が、『『アナログ生活を求める権利(Recht auf ein analoges Leben)』は存在するか』という注目すべき問いを立てて、最終的に新たな基本権(Grundrecht)として承認すべきだとの傾聴に値する結論を導く。すなわち、「この基本権を、インターネットを使いこなせないとか使いたくない、あるいはインターネット上に姿を現したくない([*筆者挿入注]=インターネットで実名を公表したくない)とか、今後も現金で支払いいたいと思えば、私人(Privatpersonen)は援用することができるのである」⁴⁾。

ともかく日独ともに、「デジタル化」はもはや手段ではなくそれを行うこと自体が目的化して、「私たち人間の幸せのため」という我を忘れてしまうことが強く懸念される。それどころか、すでに労働環境をめぐるのは(一昔前の「24時間働けますか」を半ば強要される)悲惨な「24時間デジタル労働」(とでも称すべき)問題が起きており、この事態を解消するために登場したのが、たとえばフランスで2016年に法制化された「つながらない(接続されない)権利」⁵⁾にほかならず、注目される。本来、デジタル化(最近ではとかく耳にする——SDGs(持続可能な開発目標)の実現を可能にする——「DX(デジタル・トランスフォーメーション)」)の目的の1つは「労働時間の短縮」であったはずだ⁶⁾が、あまりに皮肉な結果と言うほかあるまい。

そこで本稿は、——上記のような「手段の自己目的化」を招く——「社会の行き過ぎたデジタル化」という今後懸念される趨勢、いわゆる「デジタル・オンリー」に警鐘を鳴らすべく、上記ロレンツの研究論文を読み解いた上で、アナログな存在としての私たち人間にふさわしい権利保障を考える。具体的に筆者は、老若男女問わず、アナログ、デジタルのいずれを選択しても万人に平等な社会参加の機会を保障する「ユニバーサル・デザインの重要性」から、暴走リスクと隣り合わせで飽くなき進展を見せ続ける「デジタル化社会の危うさ」、いわゆる「デジタル全体主義(Totaldigitalisierung)」への警戒から——以下Ⅱ.で見るロレンツの「アナログ生活を求める権利」改め——「アナログ生活を選択・選択する権利」を構想・提唱したい。

Ⅱ. 「アナログ生活を求める権利」を 基本権として承認するロレンツの主張

ロレンツは、当該論文の末尾にダイジェスト欄を設けている⁷⁾が、ここでは見通しを良くするためむしろ冒頭部分に引用して掲げる。

■ インターネットを利用できないあるいはしたくない私人のために、ア

行き過ぎたデジタル化社会に警鐘を鳴らす「アナログ生活を選好・選択する権利」(臼井)

ナログの解決法 (analoge Lösung) を準備・提供しておくべきである。この解決法に関わって、費用を徴収してはならない。

■ 納税申告 (Steuererklärungen) について、私人は今後も、紙媒体で (in Papierform) 提出する可能性を有しなければならない。これは、税法上の過酷事例規定 (Härtefallregelungen) により保障される。

■ 現金の廃止 (Abschaffung des Bargelds) は、憲法違反であろう。また、現金は廃止されていなくとも、官庁 (Behörden) や企業で現金払いの可能性がないときは、同じくアナログ生活を求める権利を侵害しているであろう。

■ 私人としてインターネット上で実名を公表したくない者は、自分の名前がインターネット上に掲載されない権利 (Recht, dass sein Name im Internet nicht erwähnt wird) を有する。このような場合は、私人の名前をウェブサイト上に公表してはならない。

1. インターネットを受け入れない諸理由の分析⁸⁾

「ドイツには、インターネットへアクセスしない相当数の市民が存在する」現実を指摘した上で、ロレンツは、その正当な理由を様々に分析することから始める。

まず、多数の高齢者に代表されるように、「自己の生活においてインターネットの扱いを学んでこなかった」ため、「技術を理解し使用する能力が欠けている」という理由が挙げられる。「1945年以前に生まれた世代は52%しかインターネットを利用しない」というデータが示すとおり、「デジタル世界は、多くの高齢者には荷が重すぎる」。

次に、インターネット接続を保持するには、電気通信接続費用というランニングコストのみならずコンピュータ、タブレットや少なくともスマホなどハードウェアの購入・買換費用もむろん必要となるため、これらの金銭的負担も上記理由の1つとして考えられる。

さらに、メディアが伝える「ハッカー攻撃 (Hackerangriffe) やデータ漏洩

(Datenpannen)」という現況に鑑みれば、「自己のデータの濫用や私的領域 (Privatsphäre) の監視を恐れる」というのもまったく正当な理由である。すでに周知のとおり2013年以来、独裁国家 (autoritäre Staaten) にとどまらず西側自由主義陣営の秘密情報機関 (Geheimdienste) も「広い範囲でインターネットトラフィック (Internetverkehr) を監視し記録してきた」。

2. 「公的生活への参加」の保障⁹⁾

上記1.の(様々な理由から)「インターネットへアクセスしない市民」について、ロレンツは、「公的生活 ([*筆者挿入注] = 「社会生活」と類義?) への参加 (Teilhabe am öffentlichen Leben)」から排除してはならず、「常に少なくともアナログの解決法」、すなわち、直接話したり郵便や電話で代替したりする可能性を準備・提供しておく必要があると言う。

もっとも、自ら提唱する「アナログ生活を求める権利」は「情報技術システムにおける個人データの処理に対する防御権 (Abwehrrecht) ではない」がゆえに、当該データ処理が「GDPR (EU 一般データ保護規則), BDSG (ドイツデータ保護法), TTDSG (ドイツ電気通信・テレメディアデータ保護法) の規定やさらなるデータ保護法上の規定に従っ」ている以上は「適法だ」とする。たとえば「患者が電子健康保険証 (elektronische Gesundheitskarte)¹⁰⁾ の発行を受けたり、通院・診療の際に自己の健康保険制度 (gesetzliche Krankenkasse) による清算について電子健康保険証を呈示したりしなければならぬことを拒絶することはできない」(要するに、相手内部のデータ処理方法等については適法である限り、そこまではとやかく言えないということであろう)。

かくして「アナログ生活を求める権利」は、ロレンツによれば、「インターネットを自ら利用せずとも公的生活への参加を求める権利を与える」ものであり、「その限りで、サービス利用のためにインターネットを自ら利用するという義務負担 (を強いられること) に対する防御権である」とされる。

以下では、上記「アナログ生活を求める権利」の観点から、a) 公共サービス (staatliche Leistungen) のデジタル化、b) 民間部門 (Privatwirtschaft)

行き過ぎたデジタル化社会に警鐘を鳴らす「アナログ生活を選好・選択する権利」(臼井)

のサービスのデジタル化, c) 選挙コンピュータ (Wahlcomputer. いわゆる電子投票システム) 導入・利用の可否, d) 国勢調査 (Zensus) の実施方法, e) 納税申告の方法, f) 「現金の廃止」議論の順に検討を加えていく。

a) 公共サービスのデジタル化

① GG との関連

「アナログ生活を求める権利」について、ロレンツは、以下のとおり「一般的人格権 (GG (ドイツ連邦共和国基本法) 1条1項¹¹⁾と結びついた2条1項¹²⁾)」と「一般的平等取扱原則 (allgemeines Gleichbehandlungsgebot. 同3条1項¹³⁾)」から導出されると言う。

「人格の自由な発展を保護する」一般的人格権は、「何かをしないという自由 (消極的な行為自由)」をも内包しているがゆえに、「インターネットを自ら利用しないという決断 (Entscheidung) も」保護する。また一般的平等取扱原則から、「現行の公共サービスへの等しい参加を求める権利が生じうる」。「インターネットを利用しない人たちは、利用する人たちと平等に取り扱われなければならない」ず、「アナログの手段・方法で公共サービスへの参加を求める権利を有する」。さもなくば、前者の人たちは、後者の人たちと等しい公共サービスを利用することができなくなってしまうからである。

② ECFR との関連

上記「アナログ生活を求める権利」について、ECFR (EU 基本権憲章) との関連では、ロレンツは、以下のとおり20条¹⁴⁾と36条¹⁵⁾から導出されると言う。

「一般的平等取扱原則を内容に含む」ECFR 20条は、「匹敵する事情が不平等に扱われる場合」に適用される。「同等でない取扱い (Ungleichbehandlung)」は、不利な取扱い (Benachteiligung) (差別 (Diskriminierung)) へと導くにちがいがなく、「インターネットを利用しない人たちが公共サービスへの参加から排除されている場合が、そうである」。この人たち

は、インターネットを利用する人たちと比較して「正当化されない方法で同等でない取扱いを受ける」ことになるからである。

次に、「一般的に経済的価値を有するサービスへのアクセスを保障する」ECFR 36条について、支配的見解は主観的権利 (subjektives Recht) を認めただものでないとするが、ロレンツは、「EU法 (Unionsrecht) あるいは国内法の諸規定により具体化されなくてはならないだろう」としつつも、この36条を ECFR が規定していることと、ECFR の法的拘束性 (Rechtsverbindlichkeit) に鑑みれば、公共施設 (staatliche Einrichtungen) に対する主観的権利を導出するのが「適切だ」とする。ECFR 36条は、「サービスに対する請求権 (Anspruch auf Leistung. いわゆる「始源的な参加請求権 (originäres Teilhaberecht)」) を内容として含」んでおり、「その文言によれば、EU を義務づける」¹⁶⁾が、その保護は、「電気通信、エネルギー供給 (Energieversorgung)、郵便制度・事業 (Postwesen)、給水 (Wasserversorgung)、ゴミ・汚水処理 (Abfall- und Abwasserentsorgung)、公共交通事業 (öffentliches Verkehrswesen)、放送サービス (Rundfunkdienste) など」インフラ関連のサービス、「一般的な職業紹介 (allgemeine Arbeitsvermittlung)」といったように「一般的に経済的価値を有するサービスに限られる」。

b) 民間部門のサービスのデジタル化

① GG との関連

民間部門の企業も同様に、「社会生活への参加 (Teilnahme am gesellschaftlichen Leben) にとって意味のあるイベント (Veranstaltungen) を、分け隔てをせずに (ohne Ansehen der Person) 大勢の聴衆 (großes Publikum) に向けて開催する場合には、GG 1条1項と結びついた2条1項と3条1項に基づく『アナログ生活を求める権利』に注意を払わなければならず、「たとえばレストラン、ホテル、フィットネススタジオ、水泳プール施設、映画館や劇場の訪問もインターネットを通してしか予約できないことは許されない」。つまり上記企業も、顧客に対して「アナログの解決法を準

行き過ぎたデジタル化社会に警鐘を鳴らす「アナログ生活を選好・選択する権利」(臼井)

備・提供しなければならない」ことになる。ただし、主たる給付 (Hauptleistung) としてもっぱらオンラインでのサービス提供を行う企業、具体的には「ストーリーミング・サービス、ソーシャル・ネットワーク、オンライン・パートナー探し (Online-Partnerbörsen) や販売・オークションプラットフォームといった純然たるオンライン・サービスを提供する企業」についてはその限りでない。「主たる給付は、どのみちインターネットを通してしか利用できないからである」。

② ECFR との関連

民間部門に関しては——公共サービスに関する上記 a) ②と比較して——「ECFR 20条は、直接的な第三者効を有せず、ただ間接的な第三者効しかない」し、「EU のみを義務づける規範の文言には、同 36条も民間企業を拘束しないのが読み取れる」。しかしロレンツは、「ECFR 36条の実行を要請する規定によって民間企業も義務づけられうるであろう」とする。

c) 選挙コンピュータ導入・利用の可否

ところで選挙コンピュータをすでに禁止した BVerfG (連邦憲法裁判所) 2009年3月3日判決¹⁷⁾について、ロレンツは、以下の理由から「正当」と評価する。

なぜなら、「エラーの発生しやすい傾向 (Fehleranfälligkeit) は、ソフトウェアのプログラムミスによって、あるいはソフトウェアの細工 (Manipulationen) による意図的な選挙詐欺 (zielgerichtete Wahlfälschungen) であれ、選挙コンピュータでは非常に大きすぎる」し、「後になって、選挙結果をもう一度調査する可能性もほとんどない」からである。また「GG 20条1項・(2項¹⁸⁾と結びついた) 38条¹⁹⁾に基づく選挙(過程)公然性 (= 公開性) の原則 (Grundsatz der Öffentlichkeit der Wahl) は、選挙のあらゆる本質的な行動は公然性の再調査可能性を受けることを要求する」。「改竄された……選挙結果から民主主義を守るために、今後も紙媒体での投票用紙 (Stimmzettel in Papierform) により投票されなければならない」²⁰⁾。

d) 国勢調査の実施方法

国勢調査の情報提供 (Auskunftserteilung) について、ZensG 2022 (ドイツ 2022年国勢調査法) 23条 1項²¹⁾ 2文は、「原則として電子的に行われることを規定」しており、「電子的に参加しない者は、しばらくたってから紙媒体を送られて受け取る」。同「23条 1項 3文、BStatG (ドイツ連邦統計法) 11a条 2項 2文²²⁾からは、過度に負担となる状態 (unbillige Härten. いわゆる不当な過酷) を回避するために所轄機関が電子的手続の例外を許容できることは明らかであり、ロレンツは、「憲法適合的 (verfassungskonform) である」と評する。かくして、「インターネットを介して参加できない、あるいはしたくないあらゆる市民は、紙で情報を提供することができる」。なお「もしかりに市民が、もっぱら国勢調査への電子的参加を義務づけられていたとするならば」、ロレンツは、「アナログ生活を求める権利を侵害するであろう」として釘を刺す。

e) 納税申告の方法

書面での納税申告について、ロレンツは、データを手動で入力せざるを得ない税務署 (Finanzämter) にとって膨大な出費 (erheblicher Aufwand) になるとしながらも、(電子申告に関する)「ELSTER 方式のソフトウェアに習熟したり、賃金税制支援協会の会員 (Mitglied in einem Lohnsteuerhilfeverein) になったり、税理士を頼んだりすること (Steuerberater zu beauftragen) を、あらゆる私人に期待することはできない」ことに鑑みれば、今後も「年金生活者、労働者、見習い (Auszubildende)、学生といった私人」は「紙媒体で提出できなければならない」とする。さらに——EStG (ドイツ所得税法) 25条 4項 (査定期間、納税申告義務) 1文は、「農林 (Land- und Forstwirtschaft)、営業 (Gewerbebetrieb) あるいは自営労働 (selbstständige Arbeit) からの利益所得収入 (Gewinneinkünfte) が410ユーロを超える場合、所得納税申告 (Einkommenssteuererklärungen) は原則として電子的になされると規定する」ものの——、過酷事例として同項 2文は、「過度に負担となる状

行き過ぎたデジタル化社会に警鐘を鳴らす「アナログ生活を選好・選択する権利」(臼井)

態を回避するために、税務署はデータ通信 (Datenfernübertragung) による申告を放棄でき、これまでどおり書面での申告を規定する。

「不動産評価額を確定するための表示 (Erklärung zur Feststellung des Grundsteuerwerts)」について、BewG (ドイツ課税評価法) 228条 6 項 (表示及び報告義務) 1 文は、税務署への電子申告を規定するが、過酷事例を規定した同項 2 文によれば、上記 EStG 25条 4 項 2 文と同様になる²³⁾。

なお、上記「過度に負担となる状態」として、ロレンツは、「大規模に絶え間なく行われるハッカー攻撃、データ漏洩や諜報機関によるインターネットの監視 (Überwachung)」に鑑み、「インターネットを介して納税申告をすることに対する一般的なセキュリティ上の懸念 (Sicherheitsbedenken)」を挙げる²⁴⁾。

f) 「現金の廃止」議論

「ドイツでは2015年以来、現金の廃止が議論されており、「すでに公共旅客近郊輸送 (öffentlicher Personennahverkehr) では、その廃止が始まっている」。

① 現金の廃止に対峙する諸事情

しかしながら、上記「現金の廃止」に水を差す諸事情を、ロレンツは的確に指摘する。

まずアンケート結果である。連邦消費者センター連盟 (Verbraucherzentrale Bundesverband) のアンケートに対して、「75%が、現金で払うかキャッシュレスで決済するかを選択したいと回答した」。別の世論調査企業 (Meinungsforschungsunternehmen) Civey のアンケートでは、「ドイツの有権者 (Wahlberechtigte) の90%が現金の廃止を拒絶」した。

また2022年5月には、大規模な EC カード (EC-Karte) の支払不能という「ひどい技術的問題 (massive technische Probleme) が起きた」。奇しくもこの事態は、「どれほど市民や経済が今後も現金払いの可能性を必要としているかを明らかにする」。

さらにロレンツは、「気候への負荷が大きい (klimaschädlich)」とともに

「多くの電気電子機器廃棄物 (Elektroschrott) の原因である」仮想通貨 (Kryptowährungen) の存在も指摘する。「ビットコインは、非常に高い電力消費 (Stromverbrauch) と多量の CO2 排出 (Kohlendioxid-Emissionen) を引き起こす」^{24a)}とともに、「常に新しくより高性能な (leistungsstärker) サーバー」を必要とするからである。

② ロレンツの評価

その上で「現金の廃止」について、ロレンツは、「市民の自由への攻撃であろう」と評する。「個々の市民は今後も、現金で支払うことのできる自由を有しなければならない。市民に対して、EC カードやクレジットカード、携帯電話や仮想通貨を支払いに使うように命じることはできない。パスワードや PIN の暗記や使用をあいにく高齢者に要求することはできない」。また、実際に匿名の支払いを可能とするのは、現金払いである²⁵⁾。さらに金銭支出 (Geldausgaben) の上手な管理という点でも、現金払いの方が電子払い (elektronische Zahlung) よりも優れている。お金がなくなれば、財布は空っぽになるからである²⁶⁾。なお——わが国でいう「金銭教育」の観点でも——、「子どもたちは責任感のあるお金との付き合いを学ぶことができる」。

本題の「アナログ生活を求める権利」の観点からも、ロレンツは、現金の廃止は当該権利を侵害するであろうと言う。また——現金が完全に廃止されてはいなくとも——もはや現金で支払うことができなければ、同様である。

かくしてロレンツは、「アナログ生活を求める権利に基づいて、公共施設 (öffentliche Einrichtungen), 官庁, 裁判所や民間企業は今後も現金払いの可能性を提供することを義務づけられる」とする。

「道路利用者 (Verkehrsteilnehmer)」を例にとれば、駐車券売機 (Park-scheinautomaten) において、「EC カードやクレジットカードあるいは携帯電話で購入する」よう指示されてはならず、「今後も現金で支払う可能性も存続しなければならない」。また、この「可能性をもたない者に対して、警告金 (Verwarnungsgeld) を課してはならない」。

行き過ぎたデジタル化社会に警鐘を鳴らす「アナログ生活を選好・選択する権利」(臼井)

最後にロレンツは、「あらゆる市民が自ら、いかなる購入のためにいかなる支払手段 (Zahlungsmittel) を使用するかを定めることができるよう」今後、「現金で支払う可能性も含め」て「多様な支払可能性を確保すること」ができるか、その行方を見守る。

3. 「アナログの解決法」に関わるコスト転嫁の禁止²⁷⁾

ところで「アナログ生活を求める権利」の観点から、ロレンツが「アナログの解決法の準備・提供」を重視する結果、むしろそれに伴って生じる「追加費用 (Zusatzkosten) の負担」が問題となろう。

このシビアナ問題について、ロレンツは、BGH 2017年1月19日決定²⁸⁾が正当に判示したように、「オンライン請求書 (Online-Rechnung) に代わる、紙媒体での請求書の送付」に関わって——「純然たるオンライン契約が問題になっている」場合を除き——「追加料金 (zusätzliches Entgelt) を請求してはならない」と念を押す。

もしかりに AGB (普通取引約款) が「デジタルに代わるアナログの契約処理 (Vertragsabwicklung) について追加料金を定めた」場合、ロレンツは、契約相手が契約を処理する義務を——別途料金 (gesondertes Entgelt) を請求しうることなく——履行しなければならないという任意法の本質的な基本思想 (wesentliche Grundgedanken des dispositiven Rechts) に反することから、BGB (ドイツ民法) 307条2項1号²⁹⁾に違反し効力を有しないと言う。「企業は、契約の締結や履行 (Durchführung) に関わって追加料金を請求することはできず、むしろあらかじめ「その種の費用を売買代金やサービス提供 (Dienstleistung) の価格に織り込んでおかなければならない」。

4. 「インターネット上で実名を公表したくない権利」の内包³⁰⁾

だが以上にとどまらず、ロレンツは、自ら提唱する「アナログ生活を求める基本権」には以下のとおり「自分の名前がインターネット上に掲載されないことを留保する権利」も内包されていると言う。

a) 意見表明の自由・情報の自由と個人データ保護の相克

パン屋に勤める被用者 (Angestellte) がインターネット上で——ポジティブにもネガティブにも——評価されたくないばかりか自分の名前すら掲載されなくなかった事例において、OLG Hamm (ハム高等裁判所) 2021年6月29日判決³¹⁾は、「企業のザッハリッヒな評価 (Bewertungen) において、客に対応する被用者の名前を掲載することは許される」と判示している。この判決では、「ECFR 11条1項³²⁾に基づく、客の自由な意見表明に対する権利 (Recht auf freie Meinungsäußerung) やインターネット利用者の情報の自由 (Informationsfreiheit) が、同8条1項³³⁾による個人データ保護よりも重く衡量され」たわけである。「インターネット上の評価は、重要な社会的機能 (wichtige gesellschaftliche Funktion) を果たすから」というのがその理由であった。

だが上記のような「意見や情報の自由はデータ保護に優先する」という考え方に対して、ロレンツは、批判的な見方を示す。

まず確かめられるべきは、(インターネット上での教員評価の許容性に関する) spickmich.de 事件の BGH (連邦通常裁判所) 2009年6月23日判決³⁴⁾が上記 OLG Hamm 2021年判決事件には妥当し得ないということである。spickmich.de 事件では、教員がすでに学校のウェブサイト上で自分の名前を公表していたがゆえに、インターネット上で評価されるつもりはなかったと主張できないと、BGH は正当に判示した。たしかに「自分から世間に身をさらす (sich in die Öffentlichkeit begeben) 者は、自分の人格についてザッハリッヒな批判をも甘受しなければならない」。だが翻って、そもそも上記 OLG Hamm 2021年判決事件では、「被用者の名前も写真も使用者のウェブサイト上には見当たらなかった」からである。

かくして被用者の名指しについて、上記 OLG Hamm 2021年判決が「自由な意見表明に対する権利を行使するために必要であると認めたこと」を、ロレンツは「適切でな」かったと評する。被用者の名指しなどせずとも、「当該チームは、非常に親切だ。だが今日、同僚の女性から私の受けた応

行き過ぎたデジタル化社会に警鐘を鳴らす「アナログ生活を選好・選択する権利」(臼井)

対は、無愛想であ」ったとの評価によっても、上記権利行使は可能であろう。このロレンツの指摘は、筆者もその通りだと思う。

b) アナログ事例とデジタル事例の相互比較

インターネット上で実名を公表したくないと決めた者が、「GG 1 条 1 項と結びついた 2 条 1 項に基づく情報自己決定権 (Recht auf informationelle Selbstbestimmung) や ECFR 8 条 1 項に基づく個人データ保護に対する権利 (Recht auf Schutz der personenbezogenen Daten) により、自ら、自分のいかなるデータを公表するかを決めることができる」のは当然である。ということは、「私人が自分の名前をインターネット上で公表されたくないとき」、この意向もまた尊重される必要がある。

その例として、ロレンツは、次のアナログ事例とデジタル事例をそれぞれ比較のために挙げる。

「電話帳への掲載 (Telefonbucheintrag)」事例では、「あらゆる電話加入者 (Anschlussinhaber) は、自分の名前を公表してよいか否かを自ら決めることができる。知らない者たちから電話がかかってくることを望まない者は、自分の電話番号を秘密にしておく良き法 (gutes Recht) を有する」。

他方「インターネット上の評価」事例でも、上記事例と「同様のことが当てはまる」ものの、「ワールドワイドに呼び出し可能である (weltweit abrufbar)」がゆえに、上記電話での「交友・交際範囲に限られた」「会話とはまったく別次元」である。またインターネット上の評価は、電話での会話とは異なり「永遠ではないにせよ (wenn nicht sogar dauerhaft)、少なくとも長年、保存される」。さらに、インターネット上で実名を掲載される者は、「常に炎上リスク (Gefahr eines Shitstorms) にさらされている」。この「炎上とは、インターネットにおける憤激の嵐 (Sturm der Entrüstung) と理解され、一部では侮辱する発言 (beleidigende Äußerungen) を伴う」がゆえに、これを覚悟していない者は「だれも炎上リスクにさらされてはならない」。

c) BGH 2022年1月27日判決の否認した「実名義務」に関わって

かくして(本件では Facebook であったが)「インターネット・サービスの利用について実名を名乗る義務(Pflicht zur Angabe des realen Namens)」について、BGH 2022年1月27日判決³⁵⁾は、そのような「実名義務(Klarnamenpflicht)」は存在しないと判示している。この判決によれば、「アカウント保有者(Inhaber eines Accounts)は、インターネット上で自分の実名を公表する義務を負っているわけではなく、むしろ旧 TMG(ドイツ・テレメディア法)13条6項1文³⁶⁾によれば、プロバイダ(Diensteanbieter)は、テレメディアの利用とその支払いを——技術的に可能であり期待できた限りで——匿名あるいは仮名で行えるようにしなければならなかった。「アカウント保有者の実名は、ソーシャル・ネットワークに関する登録時の内部関係においてのみ収集することが許される」。このような「インターネット上であらゆるユーザーの目に見えるように実名を公表してはならない」という見解を、すでに2014年の段階でロレンツは主張していたと言う。なお——旧 TMG 13条6項1文を文言上ほとんど変更しなかった——新しい TTDSG 19条2項1文³⁷⁾にまで踏襲されており「GDPRのもとでもその効力を保持する」。

そして「アカウント保有者が、仮名でソーシャル・ネットワークを利用する権利を有するのであれば、企業の被用者も、自らが評価において名前を掲載されたくないと思むかについても決めることが許される」。このような権利は、「情報自己決定権から導出され、GG 1条1項と結びついた2条1項に基づく一般的人格権から結果として現れたもの(Ausfluss des Allgemeinen Persönlichkeitsrechts)である」。なお「EU レベルでは、上記権利は、ECFR 8条1項に基づく個人データ保護から生じる」。

5. 結 論³⁸⁾

以上より、ロレンツは、私人に対して、「アナログ生活を求める権利を基本権として当然与え」るべきだと結論づける。この基本権からは、「ア

行き過ぎたデジタル化社会に警鐘を鳴らす「アナログ生活を選好・選択する権利」(臼井)

「アナログの方法で公的生活に参加する権利が生じる」とともに、インターネット上では実名を名乗らず、その名前をウェブサイト上に掲載されないことを留保する権利もその内容として認められる。

Ⅲ. おわりに

あくまでも「デジタル・ファースト」などはデジタル化に立ち遅れた日本における掛け声・スローガンとして受け止め、従来の「アナログ」の解決法と新しい「デジタル」の解決法に優劣を付けること自体については、それぞれ一長一短あり本来慎重であるべきように思われる。日々アップデート・バージョンアップされていくデジタル社会にあって、自由を謳歌しつつもいずれは様々な機能が衰えやがて老いていく、時間的に限りある肉体的存在として、各自のライフステージ、デジタルリテラシーや趣味趣向等に合わせて「人間らしいアナログ生活を送る」ことも選択肢として残存させるべきであり、それを断ち切る「デジタル・オンリー」への極端な流れは看過できない。情報通信機器・端末の故障や通信障害などに代表される——ロレンツもⅡ.2.f)①で指摘していた——「デジタル化社会の脆弱性」を踏まえた「危機管理」の観点からも、リスクヘッジとして上記残存は欠かせないであろう。

かくして筆者は、Ⅱ.で見たロレンツの見解・主張を筆者なりに読解・咀嚼した上で、「行き過ぎたデジタル化社会」に警鐘を鳴らすべく、時代の分岐・転換点だからこそより明確に「アナログ生活を選好・選択する権利」を認めるべきだと考える。この権利は、自分の生活領域にデジタル化をどのくらい取り入れるのかという程度、自分自身とデジタルとの適切な距離感を自由に選択できるニーズに柔軟に伝えてくれるはずである。

この権利については、(独日)憲法上の「人間・個人の尊厳」に基礎を置く、人格的自律に関わる「ライフスタイル(人生のあり方)の自己決定権」の1つとして位置づけることができる(たとえばデジタル化に適応でき

ない「高齢者の自己決定権」とともに、(独日)憲法上の平等(取扱)原則の観点からも正当化されよう。そして具体的には、「アナログ生活を選好・選択する権利」が著しい侵害を受ける、とくに「デジタル方式への一本化」が実現される場面ではもはやアナログ方式の選択肢はなくなってしまい、社会生活への参加の途が事実上閉ざされるような取り返しのつかない危機的状況へと陥ること(行き過ぎたデジタル化によるディストピアという末路)も予想されることから、それに待ったをかける意味で、そもそも憲法上裏付けのある強い権利として差止請求の法的根拠にも十分なりうるのではないかとの見通しも立てている。

むしろ新しい「デジタル」の解決法について否定されるべきどころか、今後も健全な進展が期待される「デジタル化社会」では様々な場面や人たちにとって大いに歓迎されるものであろうこと(デジタルの力を借りた「バリアフリー」の実現)³⁹⁾から、ここは素直に選択肢が増え充実したと好意的に受け止めて、「アナログ」の解決法との関係性は「選好・選択的」なものであると考えることが望ましいように思われる。ただその際、私たちの心構えとしては、デジタル化を社会の大きな潮流として諦観をもって受け入れざるを得ないという受動的な態度で臨んではならず、むしろ個人々が自分のライフスタイルの一環として、オール・デジタルとオール・アナログを両端とした範囲内で主体的・能動的にデジタルとの付き合い方を選好・選択できるようにしておくべきではあるまいか⁴⁰⁾。

わが国では、河野太郎デジタル・消費者担当大臣が、まずは海外在住の日本人を手始めに、続いて国内へという段階的にオンライン投票を解禁する方向性を模索しているようだが、本論文でのロレンツや筆者の立場からすれば、この問題を今後どのように考えていくべきであろうか。デジタル化が自己目的化して拙速かつ行き過ぎた議論にならないことを願うばかりである。

実際、民事訴訟のIT化を進める改正法(2022年5月25日公布)にあっても、本人訴訟主義を採用するわが国では「ITリテラシーに差がある」「国民の

行き過ぎたデジタル化社会に警鐘を鳴らす「アナログ生活を選好・選択する権利」(臼井)

裁判を受ける権利」(憲法32条)を保障する観点から、本人訴訟の当事者等は「オンライン申立て義務化の範囲」から除外され、「引き続き書面により申立て等の申述を行うことができる」⁴¹⁾との結論に落ち着いたのは、注目に値する。

他方、「迅速性」・「合理性」の求められる商法分野ならではであろうが、2021年の改正産競法制定により、いわゆる「バーチャルオンリー(型)株主総会」が解禁されたが、その実施率はわずか「0.2%にすぎ」ず(「会場のある『リアル株主総会』を伴う『ハイブリッド型株主総会』」でさえ6.6%であり)、「感染症リスクの低減」、「遠隔地の株主や多忙な株主の出席」のしやすさ、「リアル会場の設営・運営コスト」からの解放など「株主総会の活性化・効率化・円滑化」が言われたものの、実際には「各会社ともそれを上回る法的リスクを懸念しているようである」。このように木俣(由美)教授は分析の上、懸念として具体的に、「通信障害」にはじまり「不正監視の必要」、「デジタルデバインド弱者の保護」を挙げていて⁴²⁾、「デジタル・オンリー」の課題があらためて浮き彫りになり興味深い。

〔脱稿後の補足〕「極端なデジタル化」に関するニュース

脱稿後・校正中に、行政のデジタル化の基盤とされる「マイナンバーカード」に関わって、耳を疑う愚策が山陽新聞デジタル2023年1月19日(22時09分更新)ニュース「給食無償 マイナカード取得者のみ 備前市方針、保護者らに戸惑いも」⁴³⁾として飛び込んできた。本来、当該カード取得は任意とされながらも、取得推進をもくろむ国の意向⁴⁴⁾を汲み取り付度を働かせたものと言えようか。同20日午前中に、総務省のマイナンバーカード関連の窓口に真偽のほどを確かめたが、そもそも把握していないとの回答であったため、情報提供できてよかったと思っている。渦中の岡山県備前市の教育委員会に照会したところ、上記記事の内容は事実だとのことであった。不利益を被る恐れのある市民の方々には本当にお気の毒だ

が、当該問題の抱える危険性を示してくれた本件の今後の成り行きを見守りたい⁴⁵⁾。

また身近な職場かつ生活においても、J-CAST 2023年1月16日(20時46分)ニュース「大学生協アプリ導入で『食堂の待ち時間が3倍に』複数大で混雑騒ぎ、学生から不満続出...運営元『改善続ける』」⁴⁶⁾が報じるとおり、むしろ筆者自身、まったく対応できておらず脱会手続も視野に検討中ではあるが、このような生活インフラの一方的かつ急激なデジタル化は、本稿が懸念する問題の一つとして位置づけられようか。

さらに——前述Ⅲ.の「民事訴訟のIT化」の今後に関わって——海外からも、「訴訟手続きでのIT利用が法で認められている」コロンビアにおける「判決にAI利用で波紋『チャットGPT』に疑問の声」というニュース⁴⁷⁾が飛び込んできた。ドイツでも早速この件にデジタル・情報法学の大家ヘックマン(Dirk Heckmann)が雑誌巻頭言で触れていて⁴⁸⁾、——むろん法学分野も無縁でいられるわけもなく——「AIの利活用」に関わる功罪への世界的な注目・関心の高さを窺わせる⁴⁹⁾。メディア・データ保護法等に造詣の深いシュヴァルトマン(Rolf Schwartmann)いわく、「新しい技術のリスクが明らかであっても、世界は開かれている」⁵⁰⁾。上記リスクとしては具体的に、システム上は「差別リスク(Diskriminierungsgefahr)」や「ブラックボックス問題(Black box-Problem)」など、法律上はGGで保障された「裁判官の独立(richterliche Unabhängigkeit)」への抵触問題などが挙げられる⁵¹⁾。いずれにせよ早晩、「私たちは、法学分野におけるチャットGPTの将来的発展とそのありうる可能性を見通す」ことになろう⁵²⁾。かくして今後は——ヘブライ大学のハラリ(Yuval Noah Harari)の予言した——「人間至上主義からデータ至上主義へ」に伴い、バイアスのかかったAIが判断・決定する時代の到来に備えて、十分警戒してかかる必要がある。たとえばカツツ(Yarden Katz)は、——アメリカのマッカーシー(John McCarthy)らの作り出した魅惑的な言葉である——「人工知能(AI)」に対する理解を深めるのに先だって、「曖昧模糊とした」AIの存在とはその

行き過ぎたデジタル化社会に警鐘を鳴らす「アナログ生活を選好・選択する権利」(臼井)

「実践者たちとそこに投資した権力者たちの政治的プロジェクトを反映したものとして見なしたほうがよい」と鋭く指摘する⁵³⁾。これに対処すべく、EU は AIA (AI 法：脱稿時は法案段階) という規則を準備しており、その動向からは目が離せない⁵⁴⁾。

なお——本論文ではあくまで個人レベルでのアナログ生活に関わる権利保障、クラウド流に言えば「アナログな存在であり続ける権利」について考えたが——書き終えた率直な感想として、社会も、AI に代表されるような今後進化するデジタル技術とどのように向き合い評価するか、今まさに EU のような法的規制を含めて早急に検討すべきターニングポイントではないかと思う⁵⁵⁾。当初は曲がりなりにも「プロンプト・エンジニアリング (Prompt Engineering)」というスキルを磨いて AI という道具を器用に使いこなしていたはずが、いつの間にやら人それぞれ様々な要因・事情から、日進月歩の AI を持て余すようになり、ついには負担でしかなく、AI 技術の行き渡った社会からドロップアウトせざるを得なくなってしまうというディストピア・管理社会の訪れも懸念される⁵⁶⁾。かくして「AI 利用の人間中心化」と、「AI を駆使し『人間がより人間らしく生きられる経済社会』の構築への不断の努力」が今後重要となることが強調される⁵⁷⁾のであろう。

1) Highlight: Die Digitalisierung ist längst keine Technologie mehr, sondern *eine* Ideologie. Sie raubt uns die Freiheit. Wenn die Demokratie überleben soll, muss der Staat jetzt tun, wofür er geschaffen wurde.

Alexander Grau, Wir brauchen das Grundrecht auf eine analoge Existenz, SPIEGEL Plus 09. September 2022.

2) 拙稿「通信の秘密・データ保護の観点からの『デジタル遺品への相続人のアクセス』に関する批判的考察 (1) —— 本家マルティニーの最新動向と新たな TTDSG 4 条の規定を中心に ——」立命403号 (2022年) 438頁以下の注1)。Vgl. Jonas Botta, „Digital First“ und „Digital Only“ in der öffentlichen Verwaltung: Über die grundrechtlichen Zulässigkeitsgrenzen der digitalen Verwaltungstransformation und ein „Recht auf analogen Zugang“, NVwZ 2022, S. 1247ff.

またポストコロナ時代を見据えて、長谷川 (俊明) 弁護士は、変化の象徴である「デジタル化がゆきすぎれば、そのもたらす利便性の反面、人間らしさを取り戻すことを呼びか

ける新たな“ルネサンス”を生むような気がする」との予感を抱く(『アフターコロナの「法的社会」日本 社会・ビジネスの道筋と転換点を読む』(経済法令研究会, 2022年) 182頁以下)。

脱稿後に刊行された西垣通『超デジタル世界 DX, メタバースのゆくえ』(岩波書店, 2023年) ii 頁以下もまた筆者同様, SNS における「匿名の誹謗中傷やフェイクニュース」の氾濫や「陰湿なイジメ」, 「ネット内の詐欺やサイバー犯罪」など「悪質ビジネス」の横行, 「無軌道な自由競争の鼓吹」による「経済的格差」の拡大が「社会の中に不安といら立ちを鬱積させ, 敗者の絶望と怨念」を生み出す現実を受け止めて, 「はたしてデジタル化に向けて一直線に突き進むのは正しい選択なのだろうか」との問題提起を行い, 盲目的なアメリカ追従を疑う。

2a) たとえば——脱稿後・再校中に接したフィナンシャルタイムズ電子版(2023年1月31日)のインタビュー(翻訳)記事の中で——, 「監視資本主義」という言葉の生みの親であるアメリカの社会学者ズボフ(Shoshana Zuboff)は, 「プライバシーは今や死に体だ」と危機感を露わにし IT 企業に対する民主的な制度による統治(たとえば法的規制)の必要性を強調した上で, 「自身の個人情報とはどのようにコントロールしていますか」との興味深い質問に対して, 暗号サービスや VPN 接続など「個人でできることは全てして」とるとともに, 「絶対に必要なときでない限りアプリを使用することはめったにない」と答える。ただ他方で, 私たち個々人が IT 企業を「利用しないことを選択するのも現実的には不可能だ」として, いわば「避難所を求める権利」の必要性も唱える(日本経済新聞電子版同年2月1日13時4分「『監視資本主義』著者が見る死に体のプライバシー」)。

なお, 本論文の傍点は, 直接引用部分も含めて断りのない限り, 筆者が独自に付したものである。

- 3) ただ最近では, 最賃にするお店の特典やお得なサービスを受けられなかったり, 携帯番号を通知しないと予約を断られたりするなど悲しい場面に遭遇することが増えているのも事実である。ただそれでも「1日は変わらず24時間, 時間は有限である」以上, 筆者の重い腰は上がらない。各社が用意する自社製アプリを言われるがままにすべてインストールしなければならない煩雑さ, それに伴って情報通信機器・端末の容量が不足する懸念, アプリ管理の手間など想像に難くないからである。
- 4) Bernd Lorenz, Das Recht auf ein analoges Leben: Anerkennung eines neuen Grundrechts, MMR 2022, S. 935.
- 5) たとえば, 河野奈月「コロナと社会法——労働と所得保障をめぐる理論的課題 テレワークと労働者の私生活の保護」笠木映里ほか編『新型コロナウイルスと法学』(日本評論社, 2022年) 91頁参照。脱稿後・再校時点で公開された神吉知郁子「特集/テクノロジーと法理論 技術革新と働き方・労使関係の変容」YOLJ-L2212011(2023年1月30日) II 2は, 「技術革新による概念領域のあいまい化は, 時間・空間の双方にわたり, さらに労働者や労働そのものといった労働法の対象にも及ぶ」ことを指摘した上で, 筆者同様, 「いつ業務連絡が来るかわからないという状態に置かれていること」から, 「業務とのアクセスを原則として遮断し, 業務関連負荷からの解放をも保障する『つながらない権利』概念も提唱される」とする。

行き過ぎたデジタル化社会に警鐘を鳴らす「アナログ生活を選好・選択する権利」(白井)

言わずもがな教育現場にも「デジタル化」の波が押し寄せてきて、筆者も、——文科省等が掲げる「質」保証の御旗のもとに多忙を余儀なくされる——学生等から夜間・祝祭日・年末年始問わず電子メール等の連絡があり——時間外には受け付けない「お役所的」な(教学)事務方が対応しない分——その対応を迫られる(「時間外の学習、労働」という学生、教員双方にとって不幸な構図)がゆえに、過酷な長時間労働を強いられ「ワーカホリック」と化し最悪「絶命」するリスクに鑑みれば、「ワークライフ・バランス」の観点から、「つながらない権利」の必要性を痛感せずにはいられない。ただでさえ「法学者は、とても忙しく、そのうえに、教育や大学行政の負担に忙殺されているのが実情」(これを「法学の地盤沈下」と呼び「日本の法学にとって、危機的状况」だと指摘する、内田貴『高校生のための法学入門—法学とはどんな学問なのか—』(信山社、2022年)166頁)だからである。かねてより筆者は、「デジタル・ツールには辟易とさせられるのではなく、私たちアナログ人間のサポートをし生活にゆとり・豊かさをもたらす存在となってくれることを願ってやまない」と考えてきた(『電子取引時代のなりすましと「同一性」外観責任』(法律文化社、2018年)はしがきvii頁)が、今も変わらないどころか、むしろその思いをよりいっそう強くしている。【追記】も参照。

ところで「教育現場のデジタル化」については、健やかな心身の成長に重点が置かれるべき子どもたちを否が応でも、SNS 依存症に代表される、いわゆる「デジタル中毒」へと誘う危険性も指摘できようか。幼少期からどっぷりとデジタル環境漬けにされているため、もはや上記中毒から抜け出すのは困難で、まさにGAFAMの思惑どおりと言ったところであろう。上記企業のトップがあえてわが子にはスマホを与えなかったというのは有名な話だが、これは何を物語っているのか、立ち止まって考えてみるべきである。重要なのは、「人間は考える葦である」という原点回帰にほかならない。「デジタル中毒」は正常な感覚を麻痺させ、競い合うかのように過度の承認欲求・自己顕示を求める興奮状態を生じさせてバイト・勤務先(具体的不祥事については村田浩一「第1章 SNS をめぐる労務管理の現状」同ほか『SNS をめぐるトラブルと労務管理〔第2版〕——事前予防と事後対策・書式付き』(民事法研究会、2021年)10頁以下参照)や——近時お騒がせの——飲食店での「SNS テロ」にも繋がるのであろう。子どもたちにとっては自制も効かず知らぬ間にどんどんエスカレートして、イジメ、児童買春や薬物売買の温床にもなりうる恐ろしいおもちやであり、むしろ販売者・サービス提供者側が年齢制限を設けるなど様々な制御をする環境整備義務を負っていると解すべきである。親たちの自衛策としては——勇気と覚悟が必要かもしれないが——、SNS が様々な次元の責任を伴う公共的空間である以上、上記企業のトップらがとった行動、つまり親権者としての「子どものアナログ生活の選択」がお手本となろうか。知識人や文化人でさえ、多少過激あるいは奇をてらった発言・行動等で「悪目立ち」して拡散・炎上するぐらいなのだから(かつて一世を風靡したmixiとは比較にならないほど不特定多数とつながる「最近のSNSの闇」)。ただ筆者としては、——スマホを持たせるかどうかはともかく——そのカメラにはじまり様々な機能・アプリ・サービスを(責任のとれない)未熟な子どもたちに使用させるか、決して個々の親任せにするのではなく、そもそも——言わずと知れた「プライバシー・バイ・デザインあるいはデフォルト」の発想と同様——営利最優先の当該企業に上記の開発段階にはじま

り導入段階に至るまで熟考・検討させた上で何か問題が生じた場合には迅速かつ積極的に責任を課したり制裁を加えたりすることで、第一義的な責任は当該企業にある旨を宣言すること(「当該企業へ当事者意識を自覚させること」)こそが、問題解決にあたり最重要であると考え(と同時に、社会全体でも受け止めて議論し、場合によってはソフトローのみならずハードローも検討すべきであろう)。とにかく「魅惑的な無料サービス」を餌に——その実態は「タグほど怖いものはない」、「個人データとの引換え」であるにもかかわらず——IT企業の手のひらで転がされていて(「人間を幸福にするはずの科学技術・経済の独裁的暴走」)、その主導権を私たち(国家)は今一度取り戻すべきである。決して甘言「無償サービス」・「デジタル・情報化社会はユートピア」に惑わされてはいけない。

今後はよりいっそう進化する AI 時代への本格的突入により、文章を作成する「チャット GPT (Chat Generative Pre-Trained Transformer)」など目下(たとえば Microsoft により 1 兆円という)巨額の資金が投じられ開発の進む「生成 AI (generative AI)」が浸透して利用されるようになれば、すでにアメリカの教育現場では問題になっているように、「チャット GPT を使った課題提出」という新たな誘惑も生じようか(たとえば脱稿後の ytvnews [国際] 2023年2月3日15時41分「『チャット GPT』人工知能は人の仕事を奪うか」[<https://www.ytv.co.jp/press/international/184422.html>: 同月5日最終アクセス]参照)。コロナが収束すれば今一度、大学では(レポート試験ではなく)原点に立ち返って「リアル会場での対面試験実施」の意義が見直されるべきであろう。いずれにせよ、知的創造作業に関わって「生成 AI」というパンドラの箱を開け世界を一変させたとき、果たして「私たち人間の存在する意味は何なのだろうか」。

- 6) たとえば友寄英隆『「デジタル社会」とは何か』(学習の友社, 2022年) 56頁以下参照。
- 7) Lorenz, aa.O.(Fn. 4), S. 940.
- 8) Lorenz, aa.O.(Fn. 4), S. 936.
- 9) Lorenz, aa.O.(Fn. 4), S. 936ff.
- 10) この概要・詳細については、石田瞳『【研究ノート】医療 ID への示唆——ドイツの電子保険証の導入から——』千葉大学人文社会科学研究所 33号(2016年) 110頁以下参照。
- 11) GG 1 条〔人間の尊厳、人権、基本権の拘束力〕1 項
 - (1) 人間の尊厳 (Würde des Menschen) は、不可侵である。これを尊重し、かつ、これを保護することは、すべての国家権力の義務である。

以下、GG の条文訳については随時、初宿正典訳『ドイツ連邦共和国基本法——全訳と第62回改正までの全経過』(信山社, 2018年) から引用する。
- 12) GG 2 条〔人格の自由、生命及び身体を害されない権利〕1 項
 - (1) 何人も、他人の権利を侵害せず、かつ、憲法適合的の秩序又は道徳律に違反しない限りにおいて、自己の人格を自由に発展させる権利を有する。
- 13) GG 3 条〔法律の前の平等、男女同権、差別的取扱いの禁止〕1 項
 - (1) すべての人は法律の前に平等である。
- 14) ECFR 20 条 法の前の平等

すべての者は、法の前で平等である。

ECFR の条文訳については随時、岡久慶 = 山口和人訳「欧州連合基本権憲章」外法 211

行き過ぎたデジタル化社会に警鐘を鳴らす「アナログ生活を選好・選択する権利」(臼井)

号(2002年)14頁以下から引用する。

- 15) ECFR 36条 一般的経済利益サービスの享受
連合は、連合の社会的及び領域的結合を促進するため、欧州共同体設立条約に従って、国内の法令及び慣行において提供される一般的経済利益サービスの享受を承認し、かつ、これを尊重する。
- 16) 「ECFR 51条1項1文により義務づけられるのは、EU の機関、部局 (Organe, Einrichtungen und sonstige Stellen) や、EU 法を執行する限りで構成国である」。
ECFR 51条 (適用範囲) 1項1文
(1) この憲章の規定は、補完性の原則の遵守の下に、連合の機関及び部局に対して、並びに、連合法を執行する場合に限り、構成国に対して適用する。
- 17) いわゆる「電子投票機判決」の概要については、土屋武『第Ⅱ編 総論・統治機構 第17章 選挙原則』鈴木秀美＝三宅雄彦編『ガイドブック ドイツの憲法判例』(信山社, 2021年)所収271頁以下、詳細については、浮田徹『72 連邦議会選挙におけるコンピュータ制御の投票機導入の違憲性』ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例 IV』(信山社, 2018年)所収325頁以下を参照。
- 18) GG 20条〔連邦国家、権力分立、社会的法治国家、抵抗権〕1項・2項
(1) ドイツ連邦共和国は、民主的かつ社会的な連邦国家である。
(2) すべての国家権力は、国民 (Volks) に由来する。国家権力は、選挙及び投票において国民により、また、立法、執行権及び裁判の個別の諸機関を通じて行使される。
- 19) GG 38条〔連邦議会選挙、選挙権・被選挙権、議員の地位〕1項1文
(1) ドイツ連邦議会の議員は、普通、直接、自由、平等及び秘密の選挙によって選挙される。
- 20) もっとも、BVerfG 2009年判決「自身は電子投票機の導入を一般論としては否定としておらず(原文ママ)、導入の際には公然選挙原則に反しない方式を採用すべきだとしているにすぎない」との解説(土屋・前掲注17)272頁以下)がある。
- 21) ZensG 2022 23条(情報提供義務と情報提供の方法)1項1文～3文〔筆者の仮訳試訳〕
(1) 調査については、情報提供義務がある。情報提供は原則として、電子的に行われる。電子的な情報提供では、申告は、情報提供義務者に提供される手続を通して行われる。
- 22) BStatG 11a条(電子的データ通信)2項2文〔筆者の仮訳試訳〕
(2) 企業 (Betriebe und Unternehmen) が連邦統計用集めるデータの送信について電子的手続を提供される場合、この手続を使用する義務を負う。過度に負担となる状態を回避するために、所轄機関 (zuständige Stelle) は、申立てに基づいて例外を許容することができる。
- 23) なお、本文の過酷事例規定は、BewG 228条6項3文によれば、AO (ドイツ租税基本法) 150条8項により補充される。すなわち、「納税者 (Steuerpflichtige) にとって経済的あるいは個人的に要求できない場合、電子的交付からの免除に対する申立て (Antrag auf Befreiung von der elektronischen Abgabe)」に税務署は応じる。とくに具体例は、「納税者が個人的知識および能力によればデータ通信の可能性を利用できない、あるいは制限的にしか利用できない場合である」。この過酷事例規定により、「インターネットを利用できないあるいは利用したくない人たちは紙媒体で表示を提出できることが十分に保障

されて」おり、税務署は「裁量の余地 (Ermessensspielraum) を有さず、免除しなくてはならない」(Lorenz, a.a.O.(Fn. 4), S. 938)。

- 24) その他にも、所得税申告 (Einkommenssteuererklärung) で処理される、「納税者の宗教上の所属 (Religionszugehörigkeit) や健康上のデータ (Gesundheitsdaten) といったセンシティブ・データ」は GDPR 9条1項によりとくに保護を必要とするため、このような「データの秘匿 (Geheimhaltung) に関する納税者の利益が、過酷事例を根拠づける」(Lorenz, a.a.O.(Fn. 4), S. 938)。

GDPR 9条 (個人データの特別類型の処理) 1項

1. 人種もしくは民族の出自、政治的見解、信仰もしくは哲学上の信念または労働組合の構成員を明らかにする個人データの処理、および遺伝データ、自然人を特定して識別する目的のデータ、健康に関するデータまたは自然人の性生活もしくは性的指向に関するデータの処理は禁止する。

上記条文訳は、宮下紘『EU 一般データ保護規則』(勁草書房、2018年) 71頁から引用した。

- 24a) たとえば「テスラ社のイーロン・マスク CEO も、ビットコイン決済を一時停止した当時、決済再開の条件としてマイニングの再生可能エネルギー利用率向上を示唆していた」事実 (大和総研フロンティア研究開発センター『図解まるわかり NFT のしくみ』(翔泳社、2022年) 178頁) が、これを物語っている。

- 25) たしかに「仮想通貨でも、匿名の支払いが可能である」が、いずれにせよ「仮想ウォレット (Kryptobörse) を介して購入される場合」は不可能である。また、「たとえば顔のスキャン (Gesichtsscans) でもって支払われあらゆる売買が記録される場合」を想定すれば、デジタル企業 (Digitalkonzerne) による市民生活の支配が危惧される (Lorenz, a.a.O.(Fn. 4), S. 938)。

- 26) その証左として、「キャッシュレス払い (bargeldloses Zahlen) が過度に普及している」アメリカでは、「個人家計の負債 (Verschuldung privater Haushalte) は非常に大きい」(Lorenz, a.a.O.(Fn. 4), S. 938)。

なお低迷する大人の遊技界にまで、「デジタル化」の波はその起爆剤として押し寄せ、わが国では、2022年11月に「過度な射幸性の監視と抑制」という触れ込みで「スマート・パチスロ」なるものが登場しているが、ギャンブル依存症対策として本当に効果があるのか、もはや従来のメダルは使用されないがゆえに「リアルな実感の欠如」という本文と同様の理由で疑問視されようか。

- 27) Lorenz, a.a.O.(Fn. 4), S. 939.

- 28) BGH NJOZ, 2018, 583.

- 29) BGB 307条 (内容の規制) 1項・2項1号

(1) 普通取引約款の規定は、それが、利用者の契約の相手方に対し、誠実及び信義の命令に反して不適切な不利益を与えるときは、効力を有しない。不適切な不利益は、その規定が明確でなく、理解できないことから生じる可能性がある。

(2) 次に掲げるいずれかの場合において、疑いのあるときは、不適切な不利益と推認する。

1. 法律に反する規定が、法律の規律の本質的な基本思想と相容れないとき。

行き過ぎたデジタル化社会に警鐘を鳴らす「アナログ生活を選好・選択する権利」(臼井)

上記文訳は、山口和人訳『ドイツ民法Ⅱ（債務関係法）』（国立国会図書館調査及び立法考査局、2015年）15頁から引用した。

- 30) Lorenz, aa.O.(Fn. 4), S. 939f.
- 31) 原審である LG Essen, ZD 2021, 163 を支持する OLG Hamm, ZD 2022, 42.
- 32) ECFR 11条（表現及び情報の自由）1項
 - (1) すべての者は、表現の自由に対する権利を有する。この権利は公権力による干渉を受けることなく、かつ国境とのかかわりなく、意見を持つ自由並びに情報及び考えを受けかつ伝える自由を含む。
- 33) ECFR 8条（個人データの保護）1項
 1. すべての者は、自己に関する個人データの保護に対する権利を有する。
- 34) BGH NJW, 2009, 2888.
- 35) BGH NJW, 2022, 1314. Vgl. etwa Reto Mantz, Die Entwicklung des Internetrechts, NJW 2022, S. 450.
- 36) 旧 TMG 13条（プロバイダの義務）6項1文 [筆者の仮試訳]
 - (6) プロバイダは、技術的に可能でありかつ期待できる限り、テレメディアの利用及びその支払いを匿名又は仮名で行うことができるようにしなければならない。
- 37) TTDSG 19条（技術的・組織的措置）2項1文 [筆者の仮試訳]
 - (2) テレメディアの提供者は、技術的に可能でありかつ期待できる限り、テレメディアの利用及びその支払いを匿名又は仮名で行うことができるようにしなければならない。
- 38) Lorenz, aa.O.(Fn. 4), S. 940.
- 39) 脱稿後「メタバース」という新たなデジタル技術に関わって、大屋（雄裕）教授は、物理空間自体が身体障害者や聴覚障害者など「ある種の人々に対しては大きな負担を払わせる不公平な構造を含んでいる」実情は「無視されがち」だと指摘した上で、上記新技術は彼らにとって「高い潜在的価値を持つ」点に「注目しておく必要があるだろう」と言う（『●特集●メタバースがやってくる！メタバースの可能性と限界』法セ817号（2023年）24頁）。
- 40) なお「デジタル化が進化した時代では、『消費者』といっても、そこには、かなり能力・考え方・脆弱性・デジタル化との付き合い方等の点で違いのある多様な消費者」の存在が指摘される（森下哲朗「特集 消費者法の総点検(1)② デジタル化の進展と消費者法の課題」現消57号（2022年）9頁）。
- 41) 「その際は原則として、裁判所書記官が書面に記載された事項を電子化の上、裁判所の記憶装置に保存しなければならない」（施行日は未確定の132条の12第1項）（上田竹志「特集／民事訴訟法改正の要点 オンライン申立て及び周辺手続」YOLJ-J1577034（2022年10月27日公開）Ⅱ1）。

法制審議会の議論・日弁連の検討等・改正法の内容については激しい議論等があったことも含めて、笠井正俊 [司会]「連載／研究会 民事訴訟の IT 化の理論と実務 第2回 申立てと義務化の範囲」YOLJ-L2209012（2022年11月28日公開）（脇村真治・日下部真治 [説明]）Ⅳ1参照。
- 42) 「バーチャルオンリー株主総会のすすめ——機能不全からの完全脱却をめざして——」

産法56巻3号(2022年)229頁以下。

- 43) <https://www.sanyonews.jp/article/1353497?rct=syuyo> (2023年1月20日最終アクセス)。その後も、山陽新聞デジタル 2023年2月14日(19時34分更新) ニュース「マイナで給食無償化 予定通り実施 備前市長『カード取得の動機に』」(<https://www.sanyonews.jp/article/1363056> : 同月16日最終アクセス) のとおりであり、市長により「無償化はカード取得のインセンティブ(動機づけ)」との認識が示された。国のマイナポイント事業と同様だからどこに問題が……ということなのであろうが、この事業自体、大いに問題がありそうだ。
- 44) 『『デジタル社会の実現に向けた重点計画』(令和4年6月7日閣議決定)等において、令和4年度(2022年度)末までに、マイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指すことが掲げられている』(デジタル庁ホームページ [<https://www.digital.go.jp/councils/mynumbercard-promotion/> : 2023年2月4日最終アクセス] 参照)。ちなみに総務省 HP の「マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について(令和5年1月末時点)」にて「〇マイナンバーカード交付先進地域」が公表されていて(https://www.soumu.go.jp/main_content/000859603.pdf)、無言のプレッシャー以外の何者でもない。
- 45) もっとも、脱稿後・校正中に接した小川顕正「特集 DXによる社会生活への影響と新しい課題 マイナンバーカードの普及に向けた促進策」季刊個人金融 2023年冬号78頁は、厳しい国家財政の中「行政手続のオンライン化による効率化」は急務であるとの観点から、「ある財を新たに手に入れるときの利益よりも、同じ財を同じ価格で失うときの損失の方をより大きく評価してしまうという人々の傾向」に着眼した行動経済学の「保有効果(endowment effect)」という考え方を活かすならば、「『カード取得によってポイントが得られる』ことを強調するメッセージよりも『カードを取得しなければ(得られるはずの)ポイントを失う』ことを強調するメッセージの方が取得申請を促す効果が高いかもしれない」と言う。その上で、「マイナンバーカードを取得する直接的必要性が乏しいままでは……いずれの促進策の効果も限定的となる可能性がある」ことから、「健康保険証や運転免許証との一体化については、政治的環境が許す限り、他の代替手段を用意することなく推進していくことが望ましいと言えるのではないか」とする。

たしかに乳幼児の普及率が低い現状を憂い、庄司(昌彦)教授は、「予防接種や保育園、児童手当で支援策といった行政に関わる機会を通じて、マイナンバーカード取得の支援をしていくことが効果的であろう」と述べてはいる(脱稿後・校正中に接した日本経済新聞 2023年1月31日朝刊30頁「マイナンバーカード普及するか^① データ管理への信頼が必須」)が、さすがに本文の備前市方針は行き過ぎということになるのではなからうか。とくに筆者たちのような「レイトマジョリティやラグード」への普及について、庄司教授は、「政府によるデータ管理や社会的な利活用体制」の安全性の丁寧な説明や、「行政手続きや日常生活」での役立つメリットの大きさを実感させる施策といった「正攻法」こそ「結局は近道だ」と発言する(同上30頁)。加えて、DX時代の到来によりとくに配慮が求められる「プライバシーガバナンス」の重要性も忘れてはならない。

なお、従来の紙の保険証を原則廃止し(あくまで取得義務はないが)「マイナンバーカードへの一本化」をめざすにあたって、これを持たない人に対しては資格確認書を「有料」で発行することも含めて議論されていたが、校了際の TBS NEWS DIG 2023年2

行き過ぎたデジタル化社会に警鐘を鳴らす「アナログ生活を選好・選択する権利」(臼井)

月18日(9時)ニュース「『厚労省が押し切ったな』マイナ保険証めぐり幻の“有料化案”」(<https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/335619?display=1>: 同月18日最終アクセス)によれば、「無償」提供に落ち着いたとのことであり、すでに今年(2023年)1月の施政方針演説では、前掲注44)に掲げた「全国民への普及目標」は姿を消している。

- 46) <https://www.j-cast.com/2023/01/16454247.html?p=all> (2023年1月17日最終アクセス)。
- 47) 時事ドットコムニュース [国際] 2023年2月4日14時14分 (<https://www.jiji.com/jc/article?k=2023020400371&g=int>: 同月6日最終アクセス)。
- 48) Editorial 3/2023 - Richter lässt sich durch KI unterstützen, jurisPR-ITR 3/2023 Anm. 1.
- 49) Vgl. etwa Richard Bachgrund/Lonk Nesum/Max Bernstein/Christoph Burchard, Das Pro und Contra für Chatbots in Rechtspraxis und Rechtsdogmatik. Ein kritischer Beitrag zum Auftrag des Rechts und der (Rechts-)Wissenschaft: Argumentieren Sie noch, oder chatten Sie schon?, CR 2023, S. 133ff. Christoph Burchard, ChatGPT - Das nächste große Ding? Oder ein Sturm im Wasserglas?, CR-online.de Blog 14.2.2023 - 10:52 は、「もはやチャット GPT は単なるおもちゃ以上だ」とその進展具合を指摘する (<https://www.cr-online.de/blog/2023/02/14/chatgpt-das-naechste-grosse-ding-oder-ein-sturm-im-wasserglas/>: 同月21日最終アクセス)。
- 50) ChatGPT: Chancen und Risiken einer „Weltmaschine“, Redaktion MMR-Aktuell. Kurzbeiträge/Kommentare MMR-Aktuell 2023, 455536.
- 51) Giesela Rühl, Einsatz von KI-Systemen in der Justiz, in Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz, nukleare Sicherheit und Verbraucherschutz/Frauke Rostalski, Künstliche Intelligenz: Wie gelingt eine vertrauenswürdige Verwendung in Deutschland und Europa? (2022), S. 276ff. 飯田高 [主担当]「第3章 デジタル化と法制度」加藤晋ほか『デジタル化時代の「人間の条件」——ディストピアをいかに回避するか?』(筑摩書房, 2021年) 73頁以下, とくに80頁以下も参照。

なお研究者として当面留意すべきは、たとえば Nature 掲載論評「ChatGPT: 5つの優先すべき研究課題」が「誤り, 偏見, 盗用」リスクから「誤った方向に導かれ, そこから得た結論を自身の思考や論文に取り込んでしまう」恐れを指摘している(校了間際の CNET Japan 2023年02月16日(12時30分)記事「『ChatGPT』の課題とオープンソース AI の必要性を訴える論考, Nature に掲載」[<https://japan.cnet.com/article/35200116/>: 同月19日最終アクセス]. 「データ汚染」問題に言及する笹原和俊『ディープフェイクの衝撃 AI 技術がもたらす破壊と創造』(PHP 研究所, 2023年) 184頁以下も参照)点であろうか。
- 52) Christoph Johannsbauer, ChatGPT im Rechtsbereich - erste Erfahrungen und rechtliche Herausforderungen bei der Verwendung künstlich generierter Texte, Redaktion MMR-Aktuell. Kurzbeiträge/Kommentare, MMR-Aktuell 2023, 455537. 法学への AI の応用を解説した最新書として, 佐藤健=新田克己編著『人工知能と法律』(近代科学社, 2022年)。朝日新聞 2023年2月14日朝刊 7頁「法律相談に『チャット GPT』弁護士ドットコム, 新サービス計画」も参照。

なお, ヘックマンと双璧をなすヘーレン (Thomas Hoeren) も, 「チャット GPT」の

さらなる進化も見据えて、重要なのは「とくに著作権に関わって潜在的な法的リスクを自覚していることだ」と言う („Geistiges Eigentum“ ist tot – lang lebe ChatGPT, MMR 2023, S. 81)。

- 53) 脱稿後に読み始めたヤードン・カツ (庭田よう子訳・下地ローレンス吉孝解説)『AIと白人至上主義 人工知能をめぐるイデオロギー』(左右社, 2022年) 18頁ほか参照。
- 54) 詳しくは、具体的に複数の条文(案)まで掲げる Rühl, aa.O.(Fn. 51), S. 285f. AIA 案の概要および全文和訳については、三部裕幸「情報通信法学研究会 令和4年度 AI 分科会第2回 EU の AI 規則案の概要——欧米のその他の動きや日本への示唆とともに」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000842190.pdf), 同「人工知能に関する調和の取れたルール(人工知能法)を定め、一定の連合の法令を改正する欧州議会及び理事会の規則の提案」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000826706.pdf)。
- 55) たとえば脱稿後の日本経済新聞 2023年1月24日朝刊26頁「平野晋・中央大学教授(経済教室)テクノロジーの行方(下)メタバース統治 法整備急げ」も参照。
- 56) なお私たち人間には、これから新たに生を受けても、残念ながらアップデート、ましてやバージョンアップして生まれてはこずゼロから学ぶという厳然たる現実・宿命があることも忘れてはなるまい。
- 57) 小長谷一之「第三部 AI の社会と経済学 第12章 AI と社会・経済のデザイン」村上憲郎ほか編『AI と社会・経済・ビジネスのデザイン(増補版)』(日本評論社, 2022年)所収 244頁以下。

【追記】 脱稿後・校正中に、「現代世代の未来世代への責任という『テクノロジーと社会』の難問を考える」枠組みを示し「未来の予見における対話の重要性」等を訴える戸谷洋志『未来倫理』(集英社新書, 2023年)に接した。人間も自然の一部であると考えれば、その支配を試みるテクノロジーは、たしかに今後の私たちの社会・生活にとって脅威となろう。

また注5)の「教員の多忙化」に関わって、とくに「公立学校教員」を中心に差別の観点から論じる堀口悟郎「●特集●差別問題のいま 法は差別とどう向き合うのか 教員の多忙化という差別問題」法セ818号(2023年)12頁以下に接した。以下では、上記差別問題を「コロナとデジタル化」の観点から、筆者は愚考する。コロナ禍でより顕著になったが教員は医師などととも職業柄、本音を押し殺して「学びを止めるな」という(それ自体は然るべき)大号令のもと——いかんせん人員は増員されずに——無理を重ねる。そして救世主となった「デジタル化」対応は、緊急事態の時限的対応であったはずが、いつの間にか、従来の仕事に加えた「純増」という形で常態化し「多忙化」に拍車をかける。かくして——ただでさえ加速す

行き過ぎたデジタル化社会に警鐘を鳴らす「アナログ生活を選好・選択する権利」(臼井)

る少子化により斜陽化する教育分野・産業において——なり手が不足しているのはある意味、至極当然・健全であり、——文科省の従順な下僕に成り下がった大学の一教員にすぎない——筆者に何ら違和感はない。「教員」という仕事に夢、憧れや魅力が持てなくなってしまった、それだけのことであろう。大学生であった当時、筆者は、楽しそうに自身の研究や学会研究会活動・人的交流を授業で（当該内容に絡めてあるいは余談として）学生に披露される大学教員の姿に率直に憧れたものだった。また現在もそう変わらないと思っている（現在筆者が指導し4月から大学教員デビューを迎える大学院生・原田弘隆君も、かつて座談会「法学研究科現役院生が語る『研究コース』の魅力」で気恥ずかしくもそのように語ってくれていた、<https://www.ritsumei.ac.jp/gsla/feature/discussion/> [2023年2月17日最終アクセス] 参照)。ただ「負の連鎖」は、琉球新報デジタル（2023年2月21日6時30分）記事「『少人数学級の維持を』現職の教職員らが街頭で訴え 教員不足で『40人学級』可能性に 沖縄・那覇」（<https://ryukyushimpo.jp/news/entry-1665984.html>：同月21日最終アクセス）のとおり、いよいよ教育の現場にまで及んできており、——筆者との関わりでは法科大学院構想を含め——ことごとく構造的に頓挫・失敗を重ねる文科省の責任は重大であり、看過できない。よもや（ICT教育すら道半ばなのに）「教育DX」などとまさか魔法の呪文のごとく「デジタル化」を唱えることで乗り切れると安直に考えていないことを願うばかりである。

さらに同上注の「デジタル中毒」に関わって、iPhone中毒と自称するケビン・ルース（田沢恭子訳）『AIが職場にやってきた 機械まかせにならないための9つのルール』（草思社、2023年）165頁、168頁以下は、「デバイスが意識を高め、社会生活を豊かにし、人間性を新たな方向へと伸ばしてくれていると、何年間も信じてきた」が、実際のところは「デバイスのしもべになっていることに気づいた」として、人間とデバイスの「どちらが真の支配者か」自問してほしいとの言葉は重い。ともかく「デジタル・デトックス（解毒）」が密かにブームとなっているのも頷ける。

なお——「きめ細かいサポート」を前提として高齢者にデジタル化対応への努力を強く求める論調はいささか気に掛かるが——このような日経速報ニュースアーカイブ「マイナンバーは弱者切り捨て？ 手助けで高齢者も使える」（2023年1月20日4時：NKR-NIKNWSGDGXZQOUB23C0Y023122022000000）でさえも、「どうしてもデジタルでの手続きが難しい人のために、アナログ対

応を残すことも重要で」あり、「できない人も不自由しない、そのような将来像を目指すべき」だとする。ただ筆者としては、そもそも「いつまでも元気な高齢者」という虚像——中にはそのような方もたしかにおられるだろうが——を掲げるべきではなく、むしろ加齢に伴う学習・記憶・認知など様々な能力の低下により、新しい制度・システムへの順応が困難となりやすい現実の方に目を向けるべきだと考える（また、少なくとも筆者はそのようなことに残り少ない貴重な時間を割かれたくないと思うだろう）。遅かれ早かれ筆者も含めてだれもがやがて通る道である。かつて、某サイバーセキュリティ担当大臣が、「USBを知らずパソコンは使わない」と答弁したことを思い出してほしい。当該役職上は問題があったにせよ現実であり、もとより一般人であれば何ら恥ずべきことではないどころか、決して差別的対応がなされないよう目を光らせておかねばなるまい。

校了1日前に手元に届いた駒村圭吾編著『Liberty 2.0——自由論のパージョン・アップはありうるのか?』は、「イントロダクション——『Liberty 2.0』というタイトルに寄せて」を早速読み始めたばかりだが本稿の研究にとって興味深い内容を多分に含んでいる予感がする。